## 平成26年度第6回経営協議会議事要録

日 時: 平成27年3月13日(金)  $13:40 \sim 16:10$ 

場 所: 大会議室

出席者: 谷口 功、山中 至、原田 信志、両角 光男、安部 眞一、倉田 裕、山崎 広道、

大谷 順、竹屋 元裕、江口 吾朗、岡村 宏、小栗 宏夫、田川 憲生、船津 昭信、

村田 信一

欠席者: 谷原 秀信、桑野 幸徳、郷 通子、星子 邦子、吉丸 良治

陪席: 三浦昭、野口敏夫、山縣ゆり子

### 議題

## 1. 大学院法曹養成研究科の学生募集停止について

議長から、資料1に基づき、法科大学院公的支援見直し加算プログラムの評価結果等、法曹養成研究科の現状について説明があり、今後の法科大学院全体の情勢を鑑みると、現状が早急に好転する見込みはないと判断し、平成28年度以降の学生募集を停止することとしたい旨提案があり、審議の結果、平成28年度以降の学生募集を停止することが了承された。

### 2. 組織評価の検証について

議長から、平成27年度に受審する大学機関別認証評価及び平成28年度に受審する第2期中期目標期間の法人評価を見据え、自己点検・評価である組織評価を実施したため、当該評価の結果等について検証願いたい旨提案があった。

次いで安部理事から、資料2に基づき、組織評価の概要、自己評価書に基づく検討事項等について説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

## 3. 平成27年度国立大学法人熊本大学年度計画について

議長から、平成27年度国立大学法人熊本大学年度計画について審議願いたい旨提案があった。 次いで安部理事から、資料3-1・3-2に基づき、平成27年度の主な年度計画の概要等に ついて説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

なお、議長から、本件については、3月26日開催の教育研究評議会及び役員会の議を経て、 文部科学省に提出することになるが、軽微な修正については一任願いたい旨付言があった。

#### 4. 平成27年度予算及び予算配分の方針について

議長から、平成27年度予算編成の基本方針に基づき作成した平成27年度予算及び配分方針 について審議願いたい旨提案があった。

次いで事務部から、資料4に基づき、内容について説明があり、審議の結果、原案のとおり了 承された。 5. 国立大学法人熊本大学法人基本規則の一部改正について

議長から、独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の公布に伴う国立大学法人熊本大学法 人基本規則の一部改正について審議願いたい旨提案があった。

次いで事務部から、資料5に基づき、改正の内容等について説明があり、審議の結果、原案の とおり了承された。

なお、議長から、3月下旬に発せられる予定となっている国立大学法人法の一部を改正する法律等の施行通知を受けて、本学の法人基本規則に反映すべき事項があった場合の規則改正手続き及び省令規定事項の一部委任に関することについては一任願いたい旨付言があった。

6. 国立大学法人熊本大学役員給与規則の一部改正について

議長から、本学の役職員の給与の取扱いについては、人事院勧告及び勧告に対応する国家公務員の給与改定等を重要な参考資料として検討することとしており、平成26年の人事院勧告に基づく平成26年度の本学役職員の給与改正については、平成26年12月15日開催の本会議(書面審議)において了承されたところであるが、平成27年1月末に行われた国家公務員の給与等改定の詳細に関する人事院規則等の改正を参考に、本学の財政状況等を勘案し、平成27年4月1日付けで平成27年度以降の本学の役員給与を改正することについて審議願いたい旨提案があった。

次いで事務部から、資料 6 に基づき、改正の内容等について説明があり、審議の結果、原案の とおり了承された。

7. 国立大学法人熊本大学職員給与規則等の一部改正について

議長から、平成26年の人事院勧告に基づき、平成27年4月1日付けで国立大学法人熊本大学職員給与規則、国立大学法人熊本大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準、国立大学法人熊本大学職員給与支給細則、国立大学法人熊本大学職員退職手当規則及び国立大学法人熊本大学有期雇用職員給与規則を一部改正することについて審議願いたい旨提案があった。

次いで、事務部から、資料7に基づき、改正の内容等について説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

8. 国立大学法人熊本大学業務方法書の変更について

議長から、資料8に基づき、独立行政法人通則法の一部が改正されたことに伴う国立大学法人 熊本大学業務方法書に内部統制システムの整備に関する事項を記載することについて審議願いた い旨提案があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

なお、議長から、文部科学省への変更申請の過程における文言等の修正については一任願いたい旨付言があった。

9. 国立大学法人熊本大学会計規則の全部改正並びに国立大学法人熊本大学会計職務権限規則及び国立大学法人熊本大学予算規則の制定について

議長から、研究費の不適正使用の防止等のため、国立大学法人熊本大学会計規則の全部改正並びに国立大学法人熊本大学会計職務権限規則及び国立大学法人熊本大学予算規則の制定について審議願いたい旨提案があった。

次いで事務部から、資料9に基づき、改正の内容等について説明があり、審議の結果、原案の とおり了承された。

## 報告連絡

1. 寄附講座の設置期間更新及び一部変更について

議長から、資料10に基づき、次のとおり寄附講座の設置期間更新及び設置内容の一部変更をすることとなった旨報告があった。

- ○医学部附属病院「乳癌分子標的治療学寄附講座」の設置期間を更新することの報告 更新期間:平成27年4月1日~平成30年3月31日
- ○大学院生命科学研究部「糖尿病分子病態解析学寄附講座」の設置期間を更新することの報告 更新期間:平成27年4月1日~平成30年3月31日
- ○医学部附属病院「移植医療学寄附講座」の設置期間を更新することの報告 更新期間:平成27年4月1日~平成28年3月31日
- ○医学部附属病院「地域医療システム学寄附講座」の設置内容を一部変更することの報告 平成27年4月1日から
  - ・寄附者として、公立玉名中央病院企業団(総額2,300万円)の追加
  - ・担当予定教員として特任准教授相当 1名特任助教 1名 計2名の追加
  - ・玉名中央病院内に地域医療システム学寄附講座の分室を設置

#### 意見交換

1. 第三期中期目標・中期計画素案について

議長及び安部理事から、資料11に基づき、総合企画会議の下に設置した中期目標計画策定プロジェクト会議にて検討してきた第三期中期目標・中期計画の素案について説明があり、種々意見交換が行われた。

(意見交換の概要は次のとおり。◇は委員からの質問・意見、◆はそれに対する回答等)

- ◇ 熊本大学と熊本県の連携をより強固にし、県としても大学と産業界等のマッチング役を果たしながら、大学が持っている機能との間で何ができるかということに尽力したい。社会貢献、地域社会に貢献できる人材育成等に係る大学の機能としては、くまもと地方産業創生センター(仮称)や地域の課題と大学の資源のマッチングというものにも非常に期待している。
- ◇ 地域創生を推進する中では、仕事づくりが重要であるが、熊本の場合は、一次産業である農業、水産業、林業に重点を置いた地域づくりをやらざるを得ない。特に重要であると思われるのが、農業であり、熊本の農業の未来をどのように描くかという中で、熊本大学に何らかの役割を果たしてもらうことができれば、大きな推進力になると思われる。
- ◇ 県の施策を手伝うということではなく、県と一緒に協力して地域貢献をするという体制がいいのではないかと思われる。熊本大学の学生が地域に志願して就職してくれるような場所を県と一緒に作るようなことを期待している。
- ◇ 第3期の中期計画は、文部科学省からの指示もあり、数値目標を掲げて、進捗状況が検証できる内容になっている点は非常に評価できる。ただし、4月からの新学長の考えがどこに盛り込まれたのか、第2期と第3期の中期計画の相違点が分かりにくいため、それらを整理し、新学長の考えを前面に出すことが必要であると思われる。

- ◇ 少子高齢化の時代の中で産業を育成し、総生産を上げていくには、人材が大切であるが、その人材をどのように教育するかは最終的には大学が担っており、これまで以上に大学に対する要求が強くなると思われる。
- ◇ 今後は数値目標を掲げて数字的な裏付けを持って計画を推進していく必要があり、PDCAの実施が益々要求されてくるが、その点については、意識的に組み込んであり、充実した計画であると思われる。
- ◇ スーパーグローバル大学創成支援事業と地(知)の拠点整備事業が第三期中期計画の柱になっていくと思われる。
- ◇ 今後、文科系と理科系を合わせたかたちの人材育成の必要性が増し、各学部の横の連携をどうやって進めていくかということが大きな柱になってくるのではないだろうかと思われる。
- ◇ 中期計画・中期目標は、大変な作業でこれを纏められたことについては敬意を表したいが、 前回との相違点が不明確である。また、中期目標の前文及び中期計画の主な取組み(概要)の 中に、人文社会科学の記載がないことは計画として不十分ではないだろうかと思われる。
- ◇ 大学というところは、建学の精神が連綿とあるべきであって、1年で終わるような取組はないと思われる。計画は、短期間でできるもの、長期間を要するものを仕分けたほうがよいと思われる。
- ◇ 熊本の産業の主体は「農」であり、高齢者でも「農」に親しんで取り組めるような近代的農業を構築するために工学がサポートするというのも一案である。工学部が新しい農業を展開し、高齢者も働き、税金を納めるという仕組みを考えてみてはどうだろうか。
- ◆ 第三期からは、大学の評価や予算の査定等において、大学を3つの分類に分けるということが検討されている。世界の第一線で競争する大学、特定分野で活躍する大学、地域に根ざした拠点大学という大きく3つの分類が想定されているようである。これが決定すると、中期計画も対応させて考える必要が生じるため、現在の目標計画とは大きく異なってくる可能性は考えられる。新学長は、各委員から頂いた意見を受け止め、計画に適切に反映させるだろうが、大学を取り巻く情勢に不確定要素があることもご理解いただきたい。
- ◇ 現在の大学には、哲学を養うことが欠けていると思われる。どの職業においても理科系と文 科系、両方の知識・素養が必要であり、哲学教育について、文科系に担ってもらいたい。
- ◆ 法人化の一番の目的は、大学が自立的に大学運営をするということであったが、必ずしも上手くいっているとは言えない。その理由は、二つあり、一つは、運営費交付金が1%以上減らされている中で如何に大学を組み立てていくかというのは非常に難しい面があり、今後も問題が続いていくと思われる。もう一つは、中期目標計画についてである。今回文部科学省の指示に基づき数値目標を立てたが、数値目標の基本となるものは基本的に研究大学強化促進事業、スーパーグローバル大学創成支援事業、地(知)の拠点整備事業で出したものであり、この3つの事業の達成のための中期目標という色合いが非常に強くなっている。新学長は、何をやるのかといったら、優先順位をつける以外にないとも言える。まずは、研究面を推進していきたいと考えている。頂いたご意見は可能な限り反映させてやっていきたいと考えている。
- ◆ 大学の個性を発揮するということはこれから益々重要な要素となってくるし、そうでなければ国立大学の存続の意義が問われることにもなると思われ、その辺を十分考慮しながら更に検討を続けさせて頂きたい。

## ○ 退任委員の報告

議長から、今年度末で本会議委員を退任する学外委員(岡村熊本大学同窓会連合会会長)及

び学内委員(谷口学長、山中理事、両角理事、安部理事、倉田理事、谷原医学部附属病院長) の紹介があった。

以上

○ 次回開催 : 平成27年4月16日(木)13時30分から

# <配布資料>

> □□.11	1 尺 1 1 /	
資 :	料 1	法曹養成研究科における入学者選抜実施状況及び司法試験受験状況について
		ほか
資 :	料 2	組織評価の概要について
資 :	料 3-1	平成27年度国立大学法人熊本大学年度計画(案)
資 :	料 3-2	平成27年度計画(概要)
資	料 4	平成27年度収入・支出予算における増減要因 ほか
資 :	料 5	国立大学法人熊本大学法人基本規則の一部改正について ほか
資 :	料 6	国立大学法人熊本大学役員給与規則改正の概要(案) ほか
資 :	料 7	就業規則関係規則の改正一覧(予定) ほか
資 :	料 8	国立大学法人熊本大学業務方法書新旧対照表 ほか
資 :	料 9	会計規則等の改正等について ほか
資 :	料 10	寄附講座の設置期間更新及び一部変更について
資 :	料 11	第三期中期目標・中期計画素案 ほか